

パブリックコメントの結果と定款等規則の改訂案

WGでは本学会の法人化について検討をすすめ、その一環として本年2月17日から4月17日まで会員各位からパブリックコメントをつのりました。ご協力いただいた方々には、あらためて御礼を申し上げます。このたび、その結果もふまえて、定款等規則の改訂案を作成しました。主な変更点について説明します。

1. 定款の主な変更点

- ・ 第9条（会員資格の喪失）：(2)「会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき」を削除しました。パブリックコメントでいただいたご指摘に対応したものです。
- ・ 第18条（代議員総会の権限）：(2)会員の除名、(3)理事及び監事の選任及び解任、を追加しました。これらは法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）に規定があり、定款に盛り込まなくても特段の問題は生じないはずですが念のため追加しました。
- ・ 第7章 事務局、第8章 委員会、第9章 支部及び分会：事業組織として章を一括してありましたが、分割しておいた方がよいと判断しました。
- ・ 附則：定款等の本体部分は社団法人の日常的な運営について規定しますが、附則では、社団法人の設立と、前身となる組織（現行の学会）との関係を規定します。
- ・ 附則3：一般論として社団法人は、いわゆる発起人にあたる、数名の「設立時社員」によって設立されます。その方々が初代の代議員に移行することを規定しています。

2. 会則の主な変更点

- ・ 第3条（主たる事務所の所在地）：定款は区までとし、会則に郵便の宛先を規定しました。定款の変更には手続きと費用が必要なので、大まかな規定にとどめています。
- ・ 附則：現行学会との継続性を示すために、会則改正の記録を記載しました。

3. 代議員選挙規則の主な変更点

- ・ 附則2：現行の学会では西暦の奇数年に選挙が行われます。これを法人化後も継続するために必要な規定です。

4. 役員候補者選出規則の主な変更点

- ・ 第2条（選出数・選出方法）の2：現行の学会の常務会を反映して、推薦理事候補者の数を5名から10名に変更しました。

5. 今後の活動予定

- ・ 第2回のパブリックコメントを実施し、法人化に向けた準備をすすめます。あわせて、新型コロナウイルス感染症が法人化に及ぼす影響を検討しています。